

東北町総合戦略策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

東北町総合戦略策定支援業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルに関し、必要な事項を次のとおり定める。

1. 業務の名称

東北町総合戦略策定支援業務

2. 業務の目的

人口減少を取り巻く社会・経済情勢が急激に変化する中、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行された。

本業務は、同法第 10 条の規定に基づき策定された第 1 期から、まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 を踏まえ地方創生の充実・強化に向け、切れ目無い取組を進めるため、現在の人口等の推計と大きく乖離しないよう時点修正など必要な検討を行い「人口ビジョン」を改訂し、それを踏まえ、東北町の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「総合戦略」を策定することを目的とする。

3. 業務内容

東北町総合戦略策定支援業務仕様書のとおり（別紙）

4. 契約期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 27 日まで

5. 契約上限額

この業務に係る予算は、3,960 千円（消費税及び地方消費税含む）となっていることから、業務委託料の積算にあたっては、予算の範囲内とする。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 東北町が規定する入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 青森県及び東北町が行う指名競争入札に関する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方公共団体等が発注する同種・類似の事業を受注した実績があること。
- (5) 東北町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）による排除措置を受けていないこと。

こと。

- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

7. スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和元年7月30日（火）
募集要項等の配布	令和元年7月30日（火）～令和元年8月13日（火）
質疑書の提出期限	令和元年8月13日（火）
参加表明書提出期限	令和元年8月14日（水）
企画提案書等の提出期限	令和元年8月22日（木）
プレゼンテーション	令和元年8月26日（月） 予定
審査結果の通知	令和元年8月28日（水） 予定
委託契約締結	令和元年9月上旬

8. 参加表明書の提出

(1) 募集要項等

配布期間：令和元年7月30日（火）～令和元年8月13日（火）

（土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで）

※なお、募集要項等については、東北町ホームページからダウンロードできる。

(2) 質疑及び回答

① 受付期限：令和元年8月13日（火）まで

質疑内容をFAXまたは電子メールにより、14.の担当課へ送付すること（様式1）。

なお、質疑書提出後は、必ず電話により受信確認すること。

②回答方法

質疑があったときは、全参加申込書提出者にFAXまたは電子メールにより回答する。

(3) 参加表明書の提出期限（様式2により提出）

提出期限：令和元年8月14日（水）午後5時まで

(4) 提出先及び提出方法

14.の担当課へ持参または郵送（提出期限までに担当課必着）

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式3） 正本1部、副本6部

東北町総合戦略策定支援業務仕様書を参考に、提案者としての支援方法や独自提案等について記載すること。様式は任意とするが、A4サイズ縦（必要に応じてA3サイズも可）・左綴じで作成し、表紙・目次を含めて20ページ以内（両面プリント）とすること。

②業務実績調書（様式4） 正本1部、副本6部

地方公共団体等が発注した同種・類似の業務を実施した実績について記載すること。

③業務工程表（様式任意） 正本1部、副本6部

実施スケジュールと役割分担が具体的にわかるように提案すること。

④受託金額見積書（様式任意） 正本1部、副本6部

積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定されたときに、当該見積額を契約額として確約するものではない。

(2) 応募書類の提出期限

令和元年8月22日（木）午後5時まで

※14.の担当課へ持参または郵送（提出期限までに担当課必着）

10. 審査に関する事項

(1) 審査方法及び審査基準

東北町総合戦略策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領（別紙）による。

(2) 一次審査（企画提案者の選定）

①審査の手順

参加申込のあった者について、審査委員会において提出書類を精査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者（企画提案者）を選定する。

②選定結果

企画提案者の選定結果は、すべての事業者に通知する。なお、選定結果等についての問い合わせ及び意義申立ては、一切受け付けない。

(3) 二次審査（契約候補者の選定）

一次審査を通過した者に対して、一次審査提出書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 開催予定日：令和元年8月26日（月） 予定

② 開催場所：東北町役場本庁舎内

③ プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書に基づき、非公開でプレゼンテーション・ヒアリングを行う。

(ア) 所要時間

企画提案プレゼンテーション 20分以内

企画提案ヒアリング 10分程度

(イ) 内容

企画提案書の説明

(ウ) 出席者

3人以内とする。

(エ) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

*その他プレゼンテーション及びヒアリングの実施時間および会場等の詳細は、速やかに各応募者あてに通知する。

(4) 審査結果

① 審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。

② 審査結果に関する問い合わせ及び意義申立ては、一切受け付けない。

(5) 契約候補者の決定及び契約の締結予定

候補者の決定は令和元年8月27日を予定し、契約を9月上旬に予定。

1.1. 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された契約候補者と東北町において協議を行い、内容についての協議が整った時点で当該業務の詳細な仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結することを原則とする。なお、契約にあたり、本業務の目的達成のため、必要な範囲において契約候補者との協議により、業務項目を追加、変更または削除することがある。これにより、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となったときは、候補者選定審査において、次点となった者と順次協議を行う。

1.2. 失格要件

(1) 6.の参加資格を満たしていないと判断した場合

(2) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(3) 参加表明書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合

(4) 契約上限額を超えて見積もった場合

(5) プレゼンテーションを欠席、または指定した時刻に遅刻した場合

(6) その他本公募型プロポーザル実施要領における諸条件に違反した場合

(7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13. 留意事項

- (1) 応募に関する費用、書類等に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事前に連絡の上、辞退届（様式5）を提出すること。

14. 担当課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484

東北町企画課 担当：瀬川

電話：0176-56-3111 内線245

FAX：0176-56-3110

電子メール：kikaku@town.tohoku.lg.jp

ホームページ：<http://www.town.tohoku.lg.jp>